

令和 6 年 2 月 1 9 日

624-0937 舞鶴市字西 9 6

一般財団法人 有本積善社

代表理事 有本 圭志 様

令和 5 年 2 月 1 0 日付で頂戴をいたしました質問状に対しまして、議員の説明責任を果たす意味からも誠心誠意、お答えをいたします。回答につきましては全て公開される旨の申出を頂いております。公開される際には原文のまま、全文を公開されますよう、申し上げておきます。

それではまず、質問状の冒頭にある前文からお答えをいたします。「若者のメッセージ」の紹介により、次期指定管理者候補であった当財団があたかも「若者を排除している団体」かのように解釈され、結果として本定例会において、当財団が指定管理者候補となっていた「第 9 2 号議案 指定管理者の指定について（舞鶴市西市民プラザ）」は否決されたと主張されておりますが、採決の各会派討論や「まいづる市議会だより」にも掲載しておりますとおり、貴団体に関することが

原因で否決となった訳ではありません。今回の議案否決に至った理由としましては、指定管理者の募集要項にあった西市民プラザの運営方針が十分な地元説明と協議、調整が無く、舞鶴市が一方的に目指す地域の将来像と西市民プラザの基本的ビジョンを定め、募集を行ったことに惹起いたします。これまでから西舞鶴のまちづくりは市民との協議や調整、合意形成を基本として、市民参画を基に進めてきた歴史と背景があることから、西地区住民からビジョン制定の再検討を求めた請第2号「西市民プラザの運営方針に関する請願」が提出され、舞鶴市議会で審議を行った結果、本請願は採択され、運営方針については見直すことが議会で結論付けられました。以上、議会での審査を経て、あくまで市の事務手続きに瑕疵があって否決となった訳であり、貴団体に関して批判等は一切しておりませんので、ご理解ください。

続きまして、質問（1）について、お答えいたします。一般的に、議員活動の中で寄せられる意見やメッセージについては基本的に守秘義務が生じることか

ら、個人が特定されるような情報については発信いたしませんのでご了承ください。ただ、寄せられましたメッセージにつきましては直接、ご本人から伺っておりますし、関係者、また他の方々からも多数の意見を頂戴いたしました。

続きまして、質問（２）について、お答えいたします。若者に不利益が発生するような誤った情報提供もしくは誤認があったのではないかと危惧されておりますが、ご指摘の若者についてのお尋ねにつきましては、指定管理者選定経緯や貴財団の情報がどれほど把握されているかは存知あげません。しかしながら、議員として常に公正、公平に、どなたからの意見や要望も頂戴するよう努めております。

続きまして、質問（３）について、お答えいたします。まず、なぜ西市民プラザで軽音楽の活動ができるのかについて説明いたします。軽音楽のみならず、吹奏楽も含めまして、市の公共施設で音楽活動を継続することは非常に困難であります。楽器の保管場所、運搬、指導者の選定、実際に使用する施設の許容空間などのハードルが多々、あるからです。このことは全て

の音楽の活動を継続されています関係者の殆どが感じていらっしゃるのではないのでしょうか。しかしながら西市民プラザは市民活動の拠点であることから、活動される団体が少しでも活発になりますよう、「NPO法人まちづくりサポートクラブ」様は自主事業の一環として、軽音楽のスクールやダンス教室にご理解を示され、機会を提供されてきました。以上が合理的な理由であります。

続きまして、質問（４）について、お答えいたします。繰り返しになりますが、西市民プラザは市民活動の拠点となる設備であります。その施設管理者は市民活動がより、活発になるよう努めなければなりませんし、特定の団体のみが便益を得ることは許されるものではありません。貴団体も西市民プラザの一角を利用して頂いている以上、ご理解を頂けるものと思います。従いまして、質問（４）は全くの邪推であって、当てはまるものではありません。

最後に質問（５）について、お答えいたします。議員は日常の活動におきまして、広く市民の声を行政に伝え、行政に反映し、よって市民福祉の向上に努める

責務があります。今回の指定管理者選定にあたっては、一方的に方針を決定されたことに対して、異を唱える住民や現状変更によって不安を抱える市民の声を代弁したに過ぎません。それを印象操作と示唆されることについては不適切な引用であり、極めて遺憾に思います。

以上、お答えいたしました。今回は山本治兵衛個人宛てに質問状を頂戴いたしました。議員は会派で行動する原則も一方でありますので、今後は新政クラブ議員団宛てに質問状を頂戴しますよう、お願いをいたしておきます。

結びに、今後とも市政の発展と貴団体のご隆盛を祈念いたしまして、質問状の回答に代えさせていただきます。

624-0841 舞鶴市字引土70-4

舞鶴市議会議員 新政クラブ議員団

山本 治兵衛

この郵便物は令和6年2月19日第178-34号  
30359-4号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

